

# 平成29年10月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成29年9月29日（水）13：30～15：05

○場 所 有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

教 育 長 森 本 和 孝  
委 員 松 本 正 弘  
委 員 本 多 直 行  
委 員 立 花 博  
委 員 森 み ず き

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 伊 藤 太 一 教育総務課長 菅 幸 博  
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一  
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

- 開 会  
第 1 会期決定  
第 2 議事録署名委員の指名について  
第 3 教育長報告及び各課9月行事報告  
第 4 議案上程

73号議案	平成29年度島原市教育委員会表彰について	原案承認
74号議案	島原市文化財保護審議会委員の委嘱について	原案可決

- 第 5 次回定例教育委員会の日程について  
第 6 そ の 他  
（1）報告事項  
① 10月行事予定について  
② 9月市議会定例会一般質問報告  
（2）その他  
① 教育委員会傍聴の取扱いについて

② 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

第 7 閉会

【会議録】

<b>開会 （ 1 3 : 3 0 ）</b>	
森本教育長	ただいまから 1 0 月の定例教育委員会を開催いたします。
<b>第 1 会期決定</b>	
森本教育長	日程第 1 「会期の決定」を議題といたします。 本定例会の会期は、本日 1 日とすることによろしいでしょうか。
	（「はい」の声）
森本教育長	ご異議がありませんので、本定例会の会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。
<b>第 2 議事録署名委員の指名について</b>	
森本教育長	日程第 2 「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議規則第 1 9 条の規定により、会議録署名委員に松本委員と本多委員を指名します、よろしくお願ひします。
	（「はい」の声）
森本教育長	よろしくお願ひします。
<b>第 3 教育長報告及び各課 9 月行事報告</b>	
森本教育長	次に、日程第 3 「教育長及び各課の報告について」を議題といたします。 はじめに私の方から報告並びに状況提供をさせていただきます。
森本教育長	1 つは 8 月定例会の折に情報提供としてお話ししました「キッズウィーク」、いわゆる長期休業ですね、夏休み、冬休み、春休み等の分散化をして、春や秋に家庭や地域での体験学習のための休業日、いわゆる「キッズウィーク」が法の改正により、平成 3 0 年度から設置者の判断により創設できるようになりました。法の公布が 9 月 1 3 日、同日施行となっ

ております。この「キッズウィーク」の趣旨は、子どもの休みにあわせて、親の休暇を取得して親子で旅行などの体験的な活動ができるようにするものであります。例えば夏休みを1週間短くして、その分秋に1週間休みにする。そういったことになるようです。長期休業の設定につきましては、設置者である市町村教育委員会の判断になるわけですが、この「キッズウィーク」の導入につきましては、法の中では努力義務となっているようです。まだ、通知は来ていませんので、条文を読んでいませんが、新聞報道では努力義務になるというふうに記してありました。これは私個人的な考えにはなりますが、学校週5日制の導入期と同じく地方の実情が分かってない中央の人の考えなのかなというふうな思いがしているところです。地方で子どもの休みに合わせて保護者が果たして休みがとれるのかということも非常に疑問に思うところがございます。しばらくは他市の状況を伺いながら規制緩和して参りたいと思っております。情報が入り次第、委員の皆様にはご報告させていただきたいと思っております。2点目です。地域と学校の関わり方についてであります。9月24日の日曜日、本年度最後の運動会であります第四小学校、第五小学校に参加させていただきました。双方とも地区との合同の運動会でありました。委員の皆さんご参加ありがとうございました。私は杉谷地区の運動会に頭から参加させていただきました。市長代理ということでご挨拶もさせていただいたわけですが、頭から参加したのは初めてであって、非常に正直感動をいたしました。地区の運動会は三会地区、有明地区にも参加をさせてもらいました。やっぱり合同運動会ということでどういう状況なのかというのは非常に興味がありましたが、学校だけの運動会の良さも残しながら、地区の皆さんと一体となった運動会だったと思えました。特に入場行進ですが、杉谷地区でありますけど、まず、子ども達が入場します。当然国旗、市旗、校旗を持って入場するんですけども、その後地区の皆さん方が町内ごとにプラカードを持って、きちんと整列をされて入場行進をされていきました。子ども達の前でしっかりしようというそういった思いがあられるのかなと思えました。あの行進を見ていたく感動いたしたところでありました。この合同運動会は両地区とも定着してきているなと思えました。学校教育の視点から言うと多くの地域の皆さんから見ていただけるというそういった安

	<p>心感、それからいい緊張感があって、より張り切って競技できるということもありますし、また地域の皆さんからすると子ども達を知るいい機会となり、より子ども達への思いも育っていくではなかろうかと思っています。今後ともいい取組として継続していければなと思っています。3点目は、9月定例会市議会が一昨日閉会をいたしました。内容につきましては、後ほど教育次長から報告があります。一般質問の中で北朝鮮ミサイル発射に伴う、Jアラートの対応についての質問がありましたが、9月教頭会の折に、素案として学校教育課からその対応のあり方を示したところであります。再度十分学校に指導を行って参りたいと思っております。以上で私からの報告を終わります。</p> <p>引き続き、各課の報告を教育総務課より順次お願いします。</p>
菅 課 長	<p>教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の具体的内容を説明。</p>
堀 口 課 長	<p>学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の具体的内容を説明。</p>
松 本 課 長	<p>社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の具体的内容を説明。</p>
浅 田 課 長	<p>スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の具体的内容を説明</p>
森本教育長	<p>ただ今の報告について質疑はありませんか。</p>
松 本 委 員	<p>Jアラートの件について、子ども達の受け方といいたいまいしょうか。そこまで子ども達は敏感になっていないのかどうか。どんな感じですか。</p>
堀 口 課 長	<p>学校も含めて動きが活発でないというのが正直なところですが、それで私の方で、実際私が校長だったらどういう指導をどうするかという案を作りまして、本来であれば校長会、教頭会と順番に降ろすんですが、一</p>

刻も早く動いたほうがいだろうということで、教頭会が迫っていましたので、教頭会に提出をしまして、そこから学校の対応を決めて欲しいということで今対応をさせています。特に問題になるのは登下校中です。この時どうするかということで、市長のアドバイスもありまして、やっぱり地域の人に助けてもらうということも必要じゃないかということで、子ども達には、基本的な対策というのは、上からの落下物ですので、頭を守るとというのが大原則なんですけど、登校中にJアラートが鳴ったら、まず建物に身を隠すということ、それから窓から離れて頭を守るということを原則にしています。地域の人、近くの大人に助けを求めるという項目も入れて学校には提案をしているところです。その辺の徹底はこれからまだまだ必要かと思っております。

森本教育長

まずは、実際に私自身もそうですが、Jアラートの生の音声を聞かせるようにと、今後はまずは考えておいてください。ダウンロードできるそうなので、学校でもこういった放送があるんだよと、子ども達にきちんと聞かせる必要があるだろうと、一部では不安を煽るというような報道がなされた新聞もありました。いわゆるもしも間違って落ちてきたらという、そういったことの想定だったと、そこを学校でもきちんと指導をすべきだろうというふうに考えております。今般は北海道上空を2回程通過したんですかね、かなり学校が混乱をしたということが新聞報道でもありました。

堀口課長

付け加えて、もし登校前にJアラートが鳴ったら自宅待機ということにしています。そこが一番学校も朝体制が整っていない時に、教員も来ていないという状況になりますので、まずは家で待機をして、そうすると途中の子はどうするかということになるんですけど、近い方に帰るといことになります。そのあと基本的に登校中にJアラートが鳴ったら自宅待機ですよということを決めたら、国・県から同様の指示が来ましたので、全国基本的同じ歩みになっているところです。

本多委員

関連してよろしいでしょうか、Jアラートが北海道、東北の方で一部鳴らないとか、あるいは文字化けしているという報道がなされたわけで

	<p>すけども、島原の方はチェックはされているのでしょうか。教育委員会とは直接関係はないですが、その辺の実態はどうなのかなと思いました。</p>
堀口課長	<p>昨日、今日のニュースで、月に1回はチェックをするようにと出ていましたので、それに準じていくのかなと思っております。</p>
本多委員	<p>その辺のチェックをされてなければ、いざ訓練をするとか、あるいは学校に指導をするといっても、なかなか出来ないのかなという気がします。いち早くその辺のチェックをしとかなないと拙いのかというふうに思います。</p>
堀口課長	<p>確認をしときたいと思います。</p>
松本委員	<p>もう1ついいですか、カメムシの大量発生が報道で出ていますよね、あれで南海トラフ地震が来るんじゃないかと、淡路阪神のときも5ヶ月前に大量発生、東日本のときも3ヶ月前に大量発生というデータがあるから、今九州に大量発生しているのは、南海トラフ地震が来るんじゃないかといことが報道等にもあるので、子ども達の変な動揺とか、学校に問題とかはあがっていないですか。</p>
堀口課長	<p>学校教育課に報告は挙がっていないところです。</p>
松本委員	<p>非常に大量発生していますし、大人の間で噂が出ているのですね。</p>
森本教育長	<p>私は情報不足で知りませんでした。ありがとうございました。</p> <p>他に、何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>無いようですので、次に、日程第4「議案上程」を議題といたします。</p>

## 第 4 議案上程

### 第 7 3 号議案

#### 平成 2 9 年度島原市教育委員会表彰について

森本教育長

それでは、第 7 3 号議案について、提案理由の説明をお願いします。

菅 課 長

議案集の 1 ページをお願いします。第 7 3 号議案 平成 2 9 年度島原市教育委員会表彰についてご説明いたします。提案理由は、島原市教育委員会表彰規程第 2 条の規程により、平成 2 9 年度の島原市教育委員会表彰者の承認を得ようとするものであります。

今回の表彰候補者は 1 0 名でありまして、部門別の内訳と致しましては、育友会の部 1 名、社会教育の部 8 名、体育保健の部 5 名の計 1 4 となっているところであります。

参考としまして 5 ページに表彰規定を、6 ページ 7 ページに表彰選考基準など具体的な表彰基準を掲載しておりますが、今回の候補者はそれぞれの部門で選考基準を満たすものとして、推薦があった方々であります。

次に候補者について、4 ページの表彰候補者一覧にて説明。

なお、教育委員会表彰の日程といたしましては、1 1 月 1 9 日、水曜日、1 0 時から有明文化会館 2 階多目的ホールで開催するよう計画しております

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございませんか。

立 花 委 員

1 点よろしいでしょうか、この表彰候補者一覧の内容、推薦内容や推薦者等は表にでるのでしょうか。

菅 課 長

表彰候補者一覧は、審議をしていただくための参考資料でここだけの配布資料になります。

立 花 委 員

お聞きしたのは、もし表に出るのであれば、部門によって推薦内容の表記の仕方が違っているので揃えられた方がいいかなと思ってお尋ねし

	ました。
菅 課 長	ここの推薦内容については、統一はせず推薦書の文章をそのまま転記していますので、推薦者によって表現が少し違ったりしています
立 花 委 員	はい、分かりました。
森本教育長	他に、何かありませんか。
本 多 委 員	今更お尋ねするのも恐縮ですが、一番右に推薦者名がありますよね、学校長若しくは教育委員会の課長さん方、この推薦依頼はどういったかたちでされるのでしょうか。
菅 課 長	委員さんのお尋ねの件ですけど、学校につきましては、学校長に文章で依頼しています。少年センター補導員等の団体につきましては、所管課の方に依頼して推薦してもらうようにしています。
本 多 委 員	この選考基準を見ると、ほとんどが事務局で分かることなので、そのようにされているのかと思っていましたが、別に民間とかから推薦があがる余地があるのかなと思ったものですからお聞きしました。捕捉を教育委員会でされるということであれば全然問題ないと思います。
菅 課 長	今のところは、この基準に合うような方は、学校若しくは教育委員会事務局で把握ができるものというふうに認識しているところでございます。
本 多 委 員	はい、分かりました。
森本教育長	他に、何かありませんか。
	(「なし」の声)

森本教育長	<p>無いようでしたら、第73号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第73号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p><b>第74号議案</b> <b>島原市文化財保護審議会委員の委嘱について</b></p>
森本教育長	<p>引き続き、第74号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>議案集の8ページをお願いします。第74号議案 島原市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。島原市文化財保護審議会委員の任期が平成29年9月30日をもって満了することから、島原市文化財保護条例第15条の規定により、委員に委嘱しようとするものでございます。委員といたしましては、中段の表のとおり7名の委嘱を予定しており、2名が新規で、5名が継続でございます。任期は平成29年10月1日から平成31年9月30日までの2年間となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>無いようでしたら、第74号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、第74号議案は原案のとおり議決いたします。</p>

## 第 5 次回定例教育委員会の日程について

森本教育長	次に、「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。 事務局から提案をお願いします。
	<b>【提案・検討】</b>
森本教育長	次回11月の定例教育委員会を11月6日（月）13時30分から、 有明庁舎 1階相談室において行います。

## 第 6 その他

森本教育長	次に、その他を議題といたします。まずは、「その他」の（1）報告 事項「① 10月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
菅 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
堀 口 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松 本 課 長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅 田 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。  (「なし」の声)
森本教育長	次に、（1）報告事項「② 9月市議会定例会一般質問報告」をお願 いします。
伊 藤 次 長	教育委員会一般質問答弁について別紙、答弁要旨にて説明。
森本教育長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。

松本委員	空調機の話がでましたよね、あれは平成5年ぐらいの設置ですか。
伊藤次長	四小、一小、三小が建替えのとき更新していますが、それ以外は平成3年、4年になります。
松本委員	環境省のエコ法に該当するんじゃないですか。かなり国が出しますよ。完全に該当する機種だと思います。私のところが平成7年ぐらいのが該当しましたから該当しますよ。
伊藤次長	空調機の更新については、国の方は、島原市が降灰対策事業ということで、3分の2の国庫補助があります。ですから今教えていただいた環境省の部分について、私どもの施設が対象になるかどうか確認したいと思います。
松本委員	よく調べてみてください。
伊藤次長	分かりました。ありがとうございます。
森本教育長	他に、何かありませんか。
森委員	有明の森が出て来たので、思い出しましたが、有明の森で有明地区の体育祭があって夜に練習に行ったときに毛虫の糞がいっぱい落ちていたんですね、定期的に消毒とかされているんですか。
浅田課長	樹木の管理については、都市整備課が管理していますので、今消毒をしているかどうかというのは分かりませんが、そういったことがあったということで確認をしたいと思います。
森委員	分かりました。
森本教育長	他に、何かありませんか。

(「なし」の声)

森本教育長

無いようですので、次に、「その他」の2. 「その他」 「① 教育委員会傍聴の取扱いについて」ということで、私の方から説明をさせていただきますと思います。

議会の一般質問とは別に教育委員会が所管する事務等の点検及び評価を議会の方に報告をいたしました。その中でこの教育委員会の会議の傍聴の在り方について、議員さん方からご意見がありましたのでご紹介させていただきますと思います。本市の教育委員会の会議規則によりますと、第16条に「会議は、公開するとなっています。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となっています。その傍聴についても取り決めがありまして、島原市教育委員会傍聴人規則の第2条で、「教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名又は代表者の氏名、住所を告げなければならない。」というふうに記してあります。いわゆる傍聴するときには、住所と氏名を書いて傍聴してもらおうということになるわけですが、議員さんの中から、今般そういった状況で、なぜ住所、氏名を書かなければいけないのかと、ハードルが高いじゃないかと、開かれた教育委員会であれば、そういったものを無くすべきだというようなご意見です。それに対する答弁といたしましては、限られた席しかないため、順序制をとるために必要なんですという答弁をしたんですが、全国的な流れの中では、やはりそういったものは外すべきだというふうな再度のご意見でございました。それは教育委員さん方と十分協議をいたしましようということで答えているところです。県内の状況を見ますと、長崎市、大村市はこの項はないそうです。他のところは住所と氏名を書いていただくようにしている。絶対住所と氏名を書かせないといけないという構えが無かったもので、委員さん方と話をしてみましようということで答弁は終わったんですが、その辺について、委員さん方がごめしょうか。秘密会であれば出てもらうのは当然なんです、開かれた教育委員会であれば、そういった住所とか氏名とか個人情報まで書く必要があるんだろうかというような議員さんのご意見だったんです。本日お諮りをして、もし撤廃しようということになれば、議案としてお諮りをしたい

	<p>と思います。</p>
本多委員	<p>傍聴人規則の中には、騒いだりしたときは退席させるということができるといのは載っていましたか。</p>
森本教育長	<p>本市の規則には、そこを細かくは明記していません。心得みたいなものはありません。傍聴人規則には、「教育長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは速かに退場しなければならない。」となっています。</p>
本多委員	<p>教育長の判断に任せられているんですね。</p>
森本教育長	<p>そうです。恐らく前は教育委員長だったのでしょうけど、県の教育委員会であれば、こんなことはしてはいけませんよという心得が定めてあります。</p>
菅課長	<p>参考までに裏面に市議会の会議規則を掲載しています。こちらの方には、事例をあげて具体的に事項を列挙されてあります。</p>
本多委員	<p>それを挙げるかでしょうけど、基本的には会議規則には公開というふうに明記をしてあって、人事に関する事件その他の事件については非公開にすることができるとなっているので、議論は公開してもいいのかなというのが個人的な考え方、ただ、いろんな傍聴人がいらっしゃるわけですよ、市議会の規則みたいにある程度心得を入れ込んで、制約をかけることによって、ある程度抑制できるようなかたちであれば、いいのかなと個人的には思います。住所氏名を書いたくことに問題はないと思うところもありませんが、流れる的にはそのようになっているのかなという気がします。</p>
松本委員	<p>個人的な意見ですけど、公開しているものを見に来られるなら正々堂々と自分は来ましたと、住所氏名を書いて来ていいはずですよ、それを隠れてこそこそ何で来るのかと、やっぱり武士道の世界でもお互いに名乗りあってからするじゃないですか、やっぱり失礼だと思います。委員会をこそ</p>

こそ来て覗いて帰ると、そんな失礼はないと思います。人事案件とかがあった時には非公開ですから退席していただくと、それと私の記憶の中では、人事案件等で教育委員会が非公開と決定した事項以外で退席を求めたことはないと思います。記名して堂々とこの委員会を見ていただいいのかなと思うし、あんまり規制緩和と、どの辺からどの辺まであんまり解除するのも善し悪しかなと思います。けじめはけじめできちんとして、見るのは見ていただいた方がいいのかなと私は思います。これは私の個人的な意見です。

本多委員

私も名前を書いていただくことに何の障害があるのかというのは思いますが、基本的には松本委員さん同じような感覚でいるんですが、他とのバランスであるとか、今の時代の要請から考えると、先程申し上げたように、本来公開、ただし会議規則もしくは傍聴人規則に心得をに入れると、そういう方々は最初から会議に来られないのかという気がします。私は緊急要件を入れるとまあいいのかなと、松本委員さんとはニュアンスは違いますけど、省いてもいいのかなという気はしました。

立花委員

たまたまテレビを見ていた時にこの場面を見てですね、教育長さんの答弁の前にこんな質問をされたらどのように答えられるのかなと思っていましたら、傍聴よりキャパの問題でお答えになられたので、なるほどなと思いました。私もよく分からないところがあったので、自分なりに調べてみました。だいたい議会とか、教育委員会は公開で、場合によっては1時間前から傍聴整理券を発行してからというところもあります。ですからそれでもいいのかなと思ったところもありましたが、その時は敢えて住所氏名は要らないのかなと思いましたが、話の中では、フラーと行ったら教育委員会があつていと、ちょっと覗いてみようかと思つたら、住所氏名を書かないといけないから行けないと、敷居が高いと、その発言聞いたときにちょっと何か住所氏名はいらないよという趣旨が、我々が考えていることと違うなと思いました。これまでどおり松本委員さんの話じゃないですけど、きちんと住所氏名を書いて、雑談会ではないわけですから、きちんとした会なので住所氏名を書いていただいいのかなと思います。

松本委員	皆さん真剣に議論していますよね、それを見に来るならきちんと自分の住所氏名を書いて、堂々と聞いていけばいいことであっていいと思います。
森委員	私も記名することに抵抗はないです。もっともなことだと思いますし、普通であれば聞けないようなことも聞けますので、身元ははっきりしている方が、後々何かあった時にも連絡が取れたりとか、いろんな場を持ちやすいのかなと思います。当たり前ことだと思います。
本多委員	今の立花委員を聞いて、また今回議会を見ていなかったこともありますが、そのような内容であれば少し私も意味合いが違うのかなと思いますので、皆さんのご意見でいいと思います。
森本教育長	委員さんの意見を十分お聞きしました。今後の参考にさせていただきたいと思います。 何か、他にありませんか。
堀口課長	学校教育課から「教職員及び児童生徒の事故等について」、報告させていただきたいと思いますが、教職員及び児童生徒の事故等については非公開でお願いしたいと思います。
森本教育長	ただいま、事務局から「教職員及び児童生徒の事故等の報告」について、「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。  《承認》
森本教育長	異議がないようですので、「教職員及び児童生徒の事故等の報告」について、「非公開」といたします。
堀口課長	教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

森本教育長	<p>非公開での審議を閉じて委員会を再開します。</p> <p>他に、何かありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
<b>第 7 閉会（15：05）</b>	
森本教育長	<p>ないようでしたら、これで本日の10月定例教育委員会を閉会します。</p>